

とやま県産材建築物コンクール実施要領

第1 趣旨

この要領は、富山県表彰規則（昭和60年富山県規則第17号）に基づく表彰事務取扱要綱第12の定めるところにより、とやま県産材建築物コンクール（以下「コンクール」という。）の賞の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 授与

コンクールは、富山県県産材利用促進条例（平成28年富山県条例第55号）第19条に基づき、県産材の利用の促進に関し、優良な事例の施設の建築主及び設計、施工に関わった者に賞を授与するものであり、県民の県産材利用に対する意識の高揚と、県産材の需要拡大の推進を図ることを目的とする。

第3 被授与候補施設及び応募方法

1 被授与候補施設は、県内において県産材を利用して新築又は増改築され、募集開始日から過去3年以内に竣工した施設とし、建築確認及び完了検査等の必要な手続きが済んでいること。

2 応募部門は次のとおりとする。

（1）住宅部門

主要用途が住宅であるもの。

ただし、戸数5戸以上や地上4階以上等の中大規模集合住宅については非住宅部門とする。

（2）非住宅部門

① 学校等施設、② 老人ホーム、福祉ホーム等社会福祉施設、③ 保育園等施設、④ 病院、診療所等施設、⑤ 体育館、ホール等施設、⑥ 研修、多目的交流等施設、⑦ 庁舎、事務所等施設（商業建物施設含む）、⑧ 保健、保養等施設、⑨ 中大規模集合住宅、⑩ その他の施設（展示用住宅、工場建物施設等）

3 応募は、別記応募用紙（別記様式第1号～1-2号）に次に掲げる資料を添付して提出するものとする。

（1）平面図、立面図及び特にPRしたい部分の詳細図等

（2）応募用紙に使用した写真又は画像データ

4 応募については、建築主及び設計、施工に関わった者の同意を得ていること。

5 応募用紙及び資料は返却しない。

第4 審査会の設置

コンクールの審査を行うため、とやま県産材建築物コンクール審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第5 審査会の構成、役割

1 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）会長 富山県森林政策課長

- (2) 副会長 富山県森林組合連合会代表理事会長、富山県木材組合連合会会長
- (3) 審査員 学識経験者 若干名
- 2 会長は、審査会の議事を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 審査会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7 審査

- 1 審査は、応募用紙及び添付資料に基づく書類審査及び現地審査により行うものとする。なお、現地審査については、審査会の判断により省略できるものとする。
- 2 審査は以下に定める審査基準に基づいて総合判断し、各賞を決定する。
 - (1) 建築物のデザイン（木造や木材の良さが活かされているもの、優れたデザインのもの、建築物の木造化・木質化への波及に寄与するものなど）
 - (2) 建築技術の工夫（構造・建築技術が優れているもの、木材の劣化対策・メンテナンスに配慮がされているもの、コスト低減の工夫がされているものなど）
 - (3) 県産材利活用の取組み（木材調達・品質の確保等に工夫がされているもの、県産材の積極的利用への工夫や技術など）

第8 表彰の方法

- 1 表彰は、表彰状を贈呈して行う。
- 2 表彰は次のとおりとする。
 - (1) 最優秀賞（富山県知事賞）
 - (2) 優秀賞
- 3 前項のほか、必要があるときは、特別賞を設けることができる。

第9 個人情報及び応募作品の取扱

- 1 応募用紙により取得した個人情報は、本コンクールにのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。
- 2 応募作品で使用する被写体および著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体および原著作者等の権利者から使用許諾・承認を得るものとする。
- 3 受賞作品について、主催者は本コンクール結果の公表及びこれに関連する広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で使用できるものとする。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

この要領は、令和2年10月16日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。